

令和8年度
申込案内書

エネルギー管理講習 新規講習

初心者から実務担当者・環境部門担当者・設備管理者・エネルギー管理責任者の方におすすめ！

法定講習で基礎から最新動向までしっかり学びませんか？

エネルギー価格の高騰や環境規制の強化を背景に、省エネルギー対策の重要性が年々高まっています。エネルギーの使い方を見直すことで、コスト削減や環境への配慮につながるだけでなく、法令での管理義務にもしっかり対応していく必要があります。

最初の一步が分かる。
エネルギー管理責任者
のための実務講習。
環境・設備の実務担当者にも
おすすめ！



法令の理解から支援制
度の活用まで、実務に
役立つ知識を一括習得。
コスト削減や環境配慮に
貢献する人材
を育成します。



エネルギー管理士の学
び直しで知識を刷新！
最新事例で実践力を強化。
試験対策(法規)
におすすめ。



省エネルギーセンターでは【エネルギー管理・省エネ対策】に関する法定講習を実施

- ① エネルギー管理とは何か？基礎から丁寧に解説し最新の法制度と実務対応を網羅
- ② 専門講師による分かりやすい解説（Eラーニング 24時間受講可能、AI音声・字幕表示対応）
- ③ 実際の業務に役立つ事例紹介と管理手法等を習得
- ④ 修了者には講習修了証を発行

上期

申込受付期間

4月6日(月)～7月10日(金)

受講期間

6月10日(水)～8月31日(月)

下期

申込受付期間

8月14日(金)～11月13日(金)

受講期間

10月1日(木)～12月31日(木)

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023

東京都港区芝浦二丁目11番5号
五十嵐ビルディング

問い合わせ 9時15分から17時30分まで
(土・日・祝日を除く)

TEL: 03-5439-4977 FAX: 03-5439-6290

メール: train@eccj.or.jp

ECCJ



https://www.eccj.or.jp/

目次

1. エネルギー管理講習制度の概要	2
(1) 新規講習の位置づけ	
(2) 新規講習の受講対象者について	
2. 講習の申し込みから受講（修了証発行）までの流れ	3
3. エネルギー管理講習「新規講習」の内容	4～6
(1) 申込受付期間	
(2) 受講料	
(3) 受講期間	
(4) 講習カリキュラム	
(5) 教材の受領	
(6) 教材の発送予定日	
(7) オンライン講習（eラーニング）の動画視聴について	
(8) 効果測定の出題形式	
(9) 講習修了証の発行	
(10) 修了証のダウンロード（修了番号付与）予定日	
(11) 注意事項	
4. エネルギー管理講習「新規講習」の申込みについて	7～8
(1) 受講の申込み方法（オンライン講習）	
(2) 受講の申込み方法（集合講習）	
5. エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度	9～14
(1) 省エネ法とは	
(2) エネルギー管理統括者等の選任について	
(3) 省エネ法が規制する分野	
(4) 規制の対象となる事業者	
・参考1 特定事業者等の義務	
・参考2 エネルギー管理統括者等の選任要件	
・参考3 提出書類及び提出期限一覧	
・参考4 修了番号取得前の記載方法について	
・参考5 各種届出等のフロー	
・参考6 関連情報及び連絡先一覧	

～個人情報の取り扱いについて～

- ・エネルギー管理講習に申込みされた受講者の個人情報については、その保護に努めます。申込みの際には、氏名、住所、生年月日等の個人情報を収集します。これらの情報は、エネルギー管理講習制度の運用等、省エネルギー政策を推進する目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・法令に基づく場合を除き、受講者の個人情報を第三者へ開示又は提供することは一切ありません。個人情報については、外部からの不正アクセスに対して適切かつ厳重に管理し、外部への漏えい防止に努めます。
- ・申込内容の不備確認、受講料の支払状況の確認、申込みに関する各種案内等のため、電話又は電子メールにより連絡する場合があります。
- ・インターネット申込画面では、SSL（暗号化通信）技術により個人情報を暗号化して送受信しています。また、受講料をクレジットカード決済される場合は、決済代行会社の仕様に準拠した安全な接続方式により決済処理を行います。

1 エネルギー管理講習制度の概要

(1) 新規講習の位置づけ

「**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律**」(以下、「**省エネ法**」という。)では、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備することが求められています。

その中で特に、1年度間(4月1日から翌年3月31日までをいう。)のエネルギー使用量が、原油換算で1,500KL以上の事業者である特定事業者等については、「**エネルギー管理統括者**」及び「**エネルギー管理企画推進者**」を選任することが義務づけられています。

また、事業所単位で年度のエネルギー使用量が、原油換算で1,500KL以上である場合に指定される**エネルギー管理指定工場等**を設置している事業者については、指定された工場・事業場ごとに「**エネルギー管理者**」又は「**エネルギー管理員**」を選任することが義務づけられ、きめ細かなエネルギー管理を徹底しなければなりません。

この事業者単位及び事業所単位のエネルギー管理において、それぞれ要となる役割を担う「**エネルギー管理企画推進者**」及び「**エネルギー管理員**」は、いずれも、**エネルギー管理講習(「新規講習」)**を修了した者、又は**エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任されることになっています。**

本講習は、**エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に必要な、エネルギーの使用の合理化に関する基本的な知識と技能を習得することを目的とした、法で定められた講習です。**

(2) 新規講習の受講対象者について

本講習は、**初めて受講される方であれば、資格・実務経験の有無を問わず受講できます。**

<過去に講習を修了された方へ>

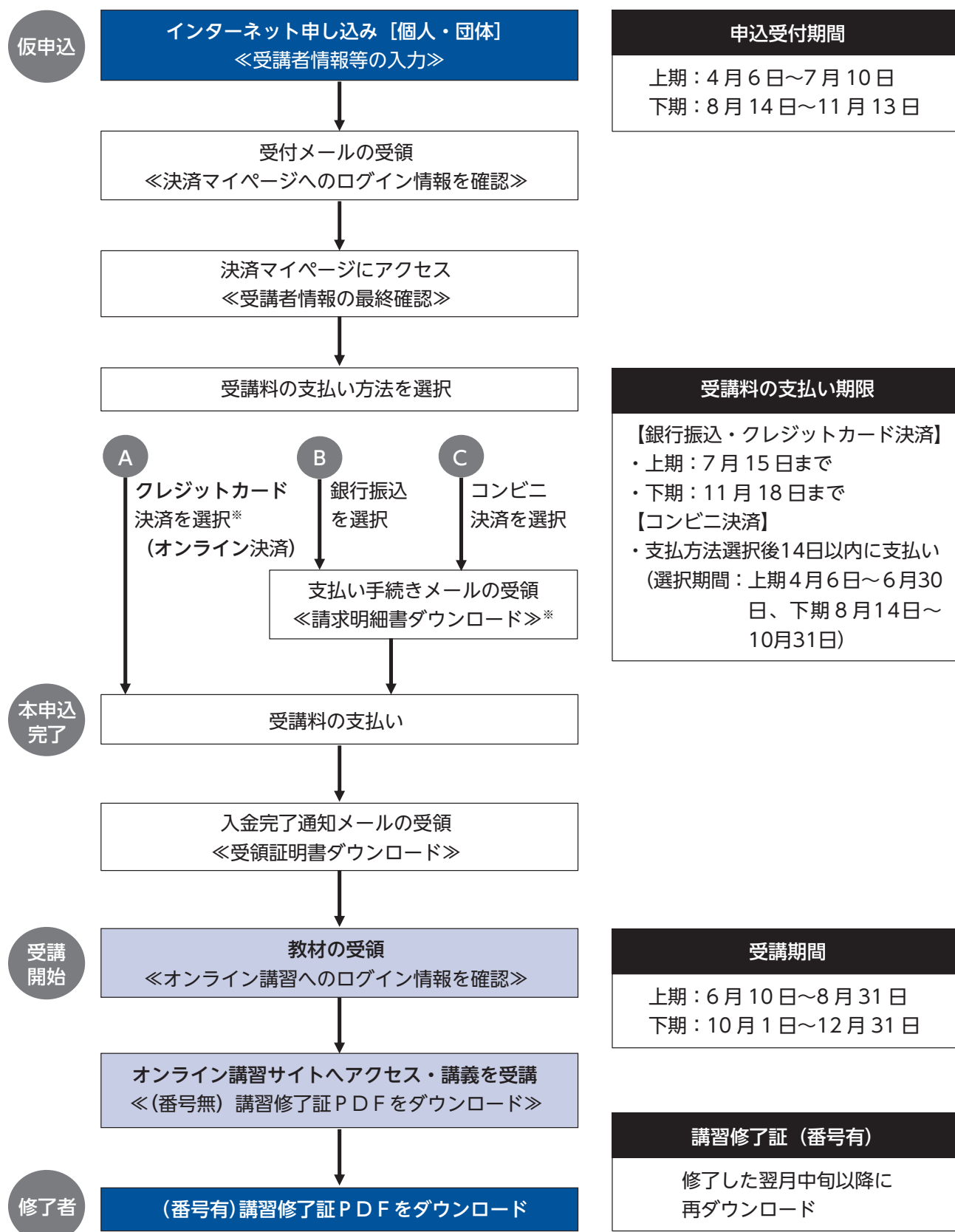
- ・平成18年度から令和7年度(2006年度から2025年度)までに**新規講習を修了された方は、再度申し込むことはできません。**
- ・講習修了番号に有効期限はありませんが、当該講習修了番号により選任されている方は、定期的(3年毎)に資質向上講習の受講が義務付けられています。
- ・平成17年度の法改正(平成18年4月1日から施行)により、旧制度において講習を修了された方は、現行制度に基づく新規講習を受講する必要があります。

<エネルギー管理士免状取得者の方へ>

- ・本講習を初めて受講される方であれば受講することができます。



2 講習の申し込みから受講（修了証発行）までの流れ



※ 詳しい申し込み方法は、7ページをご参照ください。

3 エネルギー管理講習「新規講習」の内容

(1) 申込受付期間

- ・上期：4月6日（月）～7月10日（金）
- ・下期：8月14日（金）～11月13日（金）

(2) 受講料

- ・受講料：15,600 円（非課税）
- ※受講料は非課税（消費税法第6条別表第2）です。インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対象外です。

(3) 受講期間

- ・上期：6月10日（水）～8月31日（月）
- ・下期：10月1日（木）～12月31日（木）

※ オンライン講習（オンデマンド方式）で実施します。

※ やむを得ない事情により集合講習を希望される場合は、8ページをご確認ください。

(4) 講習カリキュラム

省エネ法等の規定に基づき、次の3課目について講義を行います。

- ・「エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規」
- ・「エネルギー管理の手法」
- ・「エネルギー管理の実務」

講義時間は下表のとおりです（効果測定の解答時間を除く）。



課 目		内 容	講義時間
課目Ⅰ	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	・省エネルギーの意義 ・エネルギー政策及び法規 ・エネルギー管理の基礎	5 時間 30 分
課目Ⅱ	エネルギー管理の手法	・熱利用設備 ・電気利用設備 ・空気調和設備	
課目Ⅲ	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準 ・省エネルギー法に基づく届出、報告 ・管理標準	

(5) 教材の受領

- ・受講料の入金確認後、テキスト等の教材を発送します。
- ・インターネット申込みの場合、決済マイページにて荷物の追跡番号を確認できます（伝票番号は即時反映されません）。
- ・土日祝日、ゴールデンウィーク、お盆期間、シルバーウィーク、年末年始等は、交通渋滞や航空貨物の搭載制限の影響により、配送が遅延する場合があります。
- ・テキスト発送後、送付先住所の誤り又は送付先変更により再送付が必要となった場合、再送付に係る費用は着払いとなる場合があります。

(6)教材の発送予定日

①上期

入金日	テキスト 発送予定日
4月6日(月)～5月25日(月)	6月8日(月)
5月26日(火)～6月1日(月)	6月12日(金)
6月2日(火)～6月8日(月)	6月19日(金)
6月9日(火)～6月15日(月)	6月26日(金)
6月16日(火)～6月22日(月)	7月3日(金)
6月23日(火)～6月29日(月)	7月10日(金)
6月30日(火)～7月6日(月)	7月17日(金)
7月7日(火)～7月13日(月)	7月24日(金)
7月14日(火)～7月15日(水)	7月31日(金)

②下期

入金日	テキスト 発送予定日
8月14日(金)～9月7日(月)	9月28日(月)
9月8日(火)～9月14日(月)	10月2日(金)
9月15日(火)～9月28日(月)	10月9日(金)
9月29日(火)～10月5日(月)	10月16日(金)
10月6日(火)～10月9日(金)	10月23日(金)
10月10日(土)～10月19日(月)	10月30日(金)
10月20日(火)～10月26日(月)	11月6日(金)
10月27日(火)～11月1日(日)	11月13日(金)
11月2日(月)～11月9日(月)	11月20日(金)
11月10日(火)～11月16日(月)	11月27日(金)
11月17日(火)～11月18日(水)	12月4日(金)

※集合講習の受講票及び教材の発送予定日は、8ページをご確認ください。

(7)オンライン講習(eラーニング)の動画視聴について

- ・オンライン講習は、インターネットを通じて配信される、あらかじめ録画された講義動画を視聴する形式です。Webカメラは使用しません。
- ・勤務先や自宅等において、指定期間内であれば24時間(メンテナンス時間を除く)いつでも受講できます。連続して視聴するほか、途中で中断し、後から再開することも可能です。
- ・一般財団法人省エネルギーセンターが指定する期間内に講習を修了してください。受講期間の開始日前および終了日以降は、オンライン講習の受講および動画の閲覧はできません。
- ・指定期間の延長はありませんので、計画的に受講してください。
- ・受講に必要な通信機器および端末等は、受講者又は事業者にてご用意ください。
- ・オンライン講習受講時のインターネット通信料および受講料以外に発生する費用は、受講者又は事業者の負担となります。
- ・ご利用の動作環境によっては視聴できない場合があります。セキュリティソフトの設定内容や、モバイルWi-Fiルーター等の通信環境が不安定な場合、正常に動作しないことがあります。
- ・セキュリティ設定(各種制限やアクセス拒否等)により、所属先等でログイン又は動画が再生されない場合は、所属先のシステム管理者又はネットワーク管理者にご相談ください。
- ・省エネルギーセンターのホームページ(<https://www.eccj.or.jp>)から動画の視聴テストを行うことができます。詳しい操作方法は、講習部ホームページ内の「動作環境の確認」バナーからご確認ください。
- ・使用する端末およびインターネット接続環境に起因してオンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。
- ・省エネルギーセンターは、事前の告知のうえ、オンライン講習の維持・保全又はシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止又は中止することがあります。
- ・オンライン講習で提供する教材等の著作権は、省エネルギーセンターに帰属します。

(8) 効果測定の出題形式

《オンライン講習》

- ・視聴單元ごとに効果測定を実施します。
- ・動画視聴後、関連する問題が3問出題され、2問以上正解した場合に次の動画の視聴へ進むことができます。
- ・不合格となった場合は当該單元を再受講していただきます。再視聴の際は、受講済み單元に限り、再生速度の調整および再生位置の指定が可能です。

《集合講習》

- ・講義終了後、効果測定（20分）を実施します。

(9) 講習修了証の発行

- ・修了基準を満たした場合に、講習修了証を発行します。

《オンライン講習》

- ・受講直後に発行される講習修了証は、修了番号の記載がない講習修了証（PDF）です。
- ・受講後、翌月中旬頃から、修了番号を記載した講習修了証（PDF）を発行します。
- ・講習修了証の発行方法の詳細は、教材に同封される「受講ガイドBOOK」をご確認ください。

《集合講習》

- ・講習会場で講習修了証の配布は行いません。
- ・受講後の翌月中旬以降に、修了番号記載した講習修了証を郵送します。

(10) 修了証のダウンロード（修了番号付与） 予定日

①上期

講習修了日	修了証
6/10（水）～6/30（火）	7/15（水）頃
7/1（水）～7/31（金）	8/19（水）頃
8/1（土）～8/31（月）	9/16（水）頃

②下期

講習修了日	修了証
10/1（木）～10/31（土）	11/18（水）頃
11/1（日）～11/30（月）	12/16（水）頃
12/1（火）～12/31（木）	1/20（水）頃

(11) 注意事項

- ・講習申込み後の受講区分の変更（オンライン講習・集合講習）、受講者の変更、申し込みの取消し、返金、または次回への繰越しはできません。
- ・講習修了者の情報は経済産業省へ登録されるため、氏名（漢字・カナ）および生年月日を正確に入力してください。



4 エネルギー管理講習「新規講習」の申込みについて

(1) 受講の申込み方法（オンライン講習）

下記のいずれかの方法を選択し、申込みを行ってください。

インターネット申込み（オンライン講習）	
申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーセンター講習部のホームページから「インターネット申込み」バナーをクリックし、仮申込み画面へ進んでください。受講料のお支払いをもって、本申込みの完了となります。 決済手数料は、決済方法により一部ご負担いただく場合があります。
上 期	<p>○支払方法【銀行振込・クレジット決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年4月6日（月）～7月10日（金） 入金期限：令和8年7月15日（水）まで <p>○支払方法【コンビニ決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年4月6日（月）～6月30日（火） 入金期限：決済選択後の14日以内まで
下 期	<p>○支払方法【銀行振込・クレジット決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年8月14日（金）～11月13日（金） 入金期限：令和8年11月18日（水）まで <p>○支払方法【コンビニ決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年8月14日（金）～10月31日（土） 入金期限：決済選択後の14日以内まで

申込書【専用の払込取扱票】の提出（オンライン講習）	
申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーセンター講習部のホームページにある「資料請求フォーム」バナーから、資料（払込取扱票／申込書）を請求してください。 郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料をお支払いいただくことで、本申込みの完了となります。 振込手数料は申込者の負担となります。 会場番号は、上期が「001」、下期が「002」です。
上 期	<p>○支払方法【専用の払込取扱票】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年4月6日（月）～7月10日（金） 入金期限：令和8年7月10日（金）日附印有効
下 期	<p>○支払方法【専用の払込取扱票】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間：令和8年8月14日（金）～11月13日（金） 入金期限：令和8年11月13日（金）日附印有効

請求書・領収書等の取扱いについて	
<ul style="list-style-type: none"> 請求書および領収書は発行していません。各金融機関から発行される「証明書」「利用明細」「振替払込請求書兼受領証」等をご利用ください。 インターネット申込みの場合は、決済マイページから「請求明細書」および「受領証明書」をダウンロードできます。これら以外の書類は発行できませんので、あらかじめご了承ください。 受講料は非課税取引（消費税法第6条別表第2）に該当するため、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対象外です。 	

(2)受講の申込み方法（集合講習）

やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、省エネルギーセンターが指定する会場において、あらかじめ録画された講義動画を視聴する方法により受講することができます。

集合講習を希望される場合は、以下の手続きを行ってください。

1) 受講申込み及び受講料の支払い期限

申込書【専用の払込取扱票】の提出（集合講習）	
申込み方法	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギーセンター講習部のホームページにある「資料請求フォーム」バナーから、資料（払込取扱票／申込書）を請求してください。・郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料をお支払いいただくことで、本申込みの完了となります。・振込手数料は申込者の負担となります。
上 期	○支払方法【専用の払込取扱票】 <ul style="list-style-type: none">・申込受付期間：令和8年4月6日（月）～5月20日（水）・入金期限：令和8年5月20日（水）の日附印有効
下 期	○支払方法【専用の払込取扱票】 <ul style="list-style-type: none">・申込受付期間：令和8年8月14日（金）～9月25日（金）・入金期限：令和8年9月25日（金）の日附印有効

※集合講習はインターネット申込みができません。申込書（払込取扱票）を提出する方法によりお申込みください。

2) 集合講習の講習地、講習日、会場番号

	講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
上期	東京都	港区	201	令和8年6月26日（金）	30
	愛知県	名古屋市	401	令和8年7月9日（木）	30
	大阪府	大阪市	601	令和8年7月8日（水）	30
下期	東京都	港区	202	令和8年10月30日（金）	30
	愛知県	名古屋市	402	令和8年11月9日（月）	30
	大阪府	大阪市	602	令和8年11月25日（水）	30

※講義時間は10時00分から17時30分までです。**会場により変更となる場合があります。**

※講義カリキュラムはオンライン講習と同一です。

※会場番号の記入がない場合は、オンライン講習への申込みとして取り扱います。

※集合講習は先着順で受け付けます。定員に達した場合は、「オンライン講習の受講」に変更となります。

3) 教材及び受講票の発送日

・上期：令和8年6月5日（金）予定

・下期：令和8年10月9日（金）予定

※会場の開催場所や注意事項等は、受講票にてご確認ください。

5 エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度

(1) 省エネ法とは

省エネ法では、一定規模以上の（原油換算値で 1,500KL/ 年度以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告させ、省エネや非化石転換等に関する取組みの見直しや計画の策定等を義務付けています。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」 2022 年（令和 4 年）5 月 20 日公布

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) エネルギー管理統括者等の選任について

省エネ法では、事業者単位のエネルギー管理において、要となる役割を担う**エネルギー管理企画推進者**及び**エネルギー管理員**は、いずれも、**エネルギー管理講習（新規講習）を修了**した方又はエネルギー管理士免状の交付を受けている方のうちから選任しなければなりません。

(エネルギー管理企画推進者)

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務（第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）に関し、**エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。**

- 一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う**エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者**
- 二 エネルギー管理士免状（第五十五条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者

(エネルギー管理員)

第十二条 第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他**経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。**

(以下、省略)

(3) 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場の総称として「工場等」という。）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

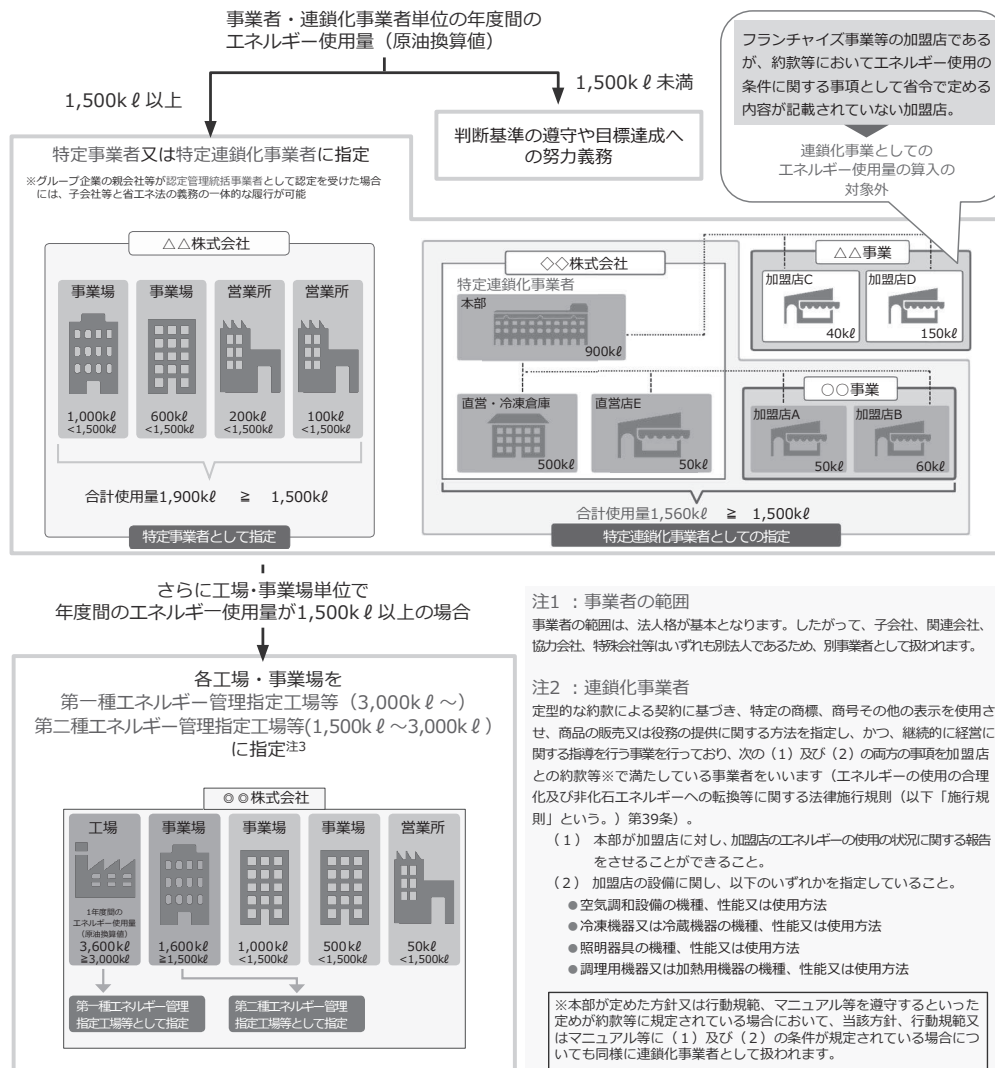
また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。

(4) 規制の対象となる事業者

事業者全体^{注1}のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者等の指定を受ける必要があります。

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者^{注2}となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ/年度以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場の単位でエネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上である場合は、各々がエネルギー管理指定工場等の指定を受ける必要があります。



※出典：省エネ法の手引き

参考1 特定事業者等の義務

＜事業者全体としての義務＞

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	1,500kL/ 年度以上	1,500kL/ 年度 未満
事業者の区分	特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	—
選任すべき者	エネルギー管理統括者及び エネルギー管理企画推進者	—

＜エネルギー管理指定工場等ごとの義務＞

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	3,000kL/ 年度以上		1,500kL/ 年度以上 ～ 3,000kL/ 年度未満	1,500kL/ 年度 未満
指定区分	第一種エネルギー管理 指定工場等 ^{*1}		第二種エネルギー管理 指定工場等 ^{*1}	指定なし
事業者の区分	第一種 特定事業者 ^{*1}	第一種 指定事業者 ^{*1}	第二種 特定事業者 ^{*1}	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電 気供給業、ガス供給 業、熱供給業) ※事務所を除く	左記以外の業種 ※左記の事務所含む 例：オフィスビル、デ パート、ホテル、学校、 病院、官公庁、倉庫、 下水道業など	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	—

参考2 エネルギー管理統括者等の選任要件

＜エネルギー管理統括者等の役割、選任要件、選任数、選任時期＞

選任すべき者	エネルギー管理 統括者	エネルギー管理 企画推進者	エネルギー管理者	エネルギー管理員
役割	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	エネルギー管理統括者 を実務面から補佐	第一種 エネルギー管理指定工場等 ^{*1} に係る現場管理 (第一種指定事業者を除く)	第一種エネルギー管理 指定工場等 ^{*1} に係る 現場管理 (第一種指定事業者) 第二種エネルギー管理 指定工場等 ^{*1} に係る 現場管理
選任要件	事業経営の一環として、 事業者全体の鳥瞰的な エネルギー管理を行い 得る者	エネルギー管理士 又は エネルギー管理講習 新規講習修了者	エネルギー管理士	エネルギー管理士 又は エネルギー管理講習 新規講習修了者
選任数	1人	1人	1～4人 (指定工場等ごとのエネ ルギー使用量により異 なる)	1人 (指定工場等ごと)
選任時期	選任すべき事由が生じた日以降遅滞なく選任	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任		
提出期限	事由が生じた日以降の7月末日			

※1 指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者・認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通りに読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

参考3 提出書類及び提出期限一覧

様式名称		適用	提出期限
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上である場合に提出 (既に指定されている事業者は提出不要)	5月末日
特定事業者 (特定連鎖化事業者) 指定取消申出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kL未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種(第二種) エネルギー管理指定工場等 ^{*1} 指定取消申出書	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が3,000kL(第一種)又は1,500kL(第二種)未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者 (エネルギー管理企画推進者) 選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者(エネルギー管理企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者 (エネルギー管理員) 選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者(エネルギー管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画をとりまとめて提出	原則 毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

参考4 修了番号取得前の記載方法について

1) 未修了者の選任

責任者等の配置で「選任中(選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内)」の場合には、定期報告書等の作成実務者を、当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」、「エネルギー管理員」に「配置済み」とみなしてください。

2) 罰則

選任をしなかった場合は100万円以下の罰金、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料の対象となります。

3) 記載方法

受講時期により、**講習修了番号の取得が間に合わない場合**には、以下を参考に報告書等を提出してください。

・中長期報告書(様式8) I欄、定期報告書(様式9) 特定-第1表

「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」欄には、**氏名の後に、(作成実務者)**と付記し、**講習修了番号のところに、(選任中) 新規講習の受講予定あり**と記入してください。

《記入例：様式9》 エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	氏名 省エネ 太郎(作成実務者) エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 (選任中) 新規講習の受講予定あり
--	---

・定期報告書(様式9) 指定-第1表

「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・勤務地・連絡先」欄には、エネルギー管理企画推進者と同様に記入してください。

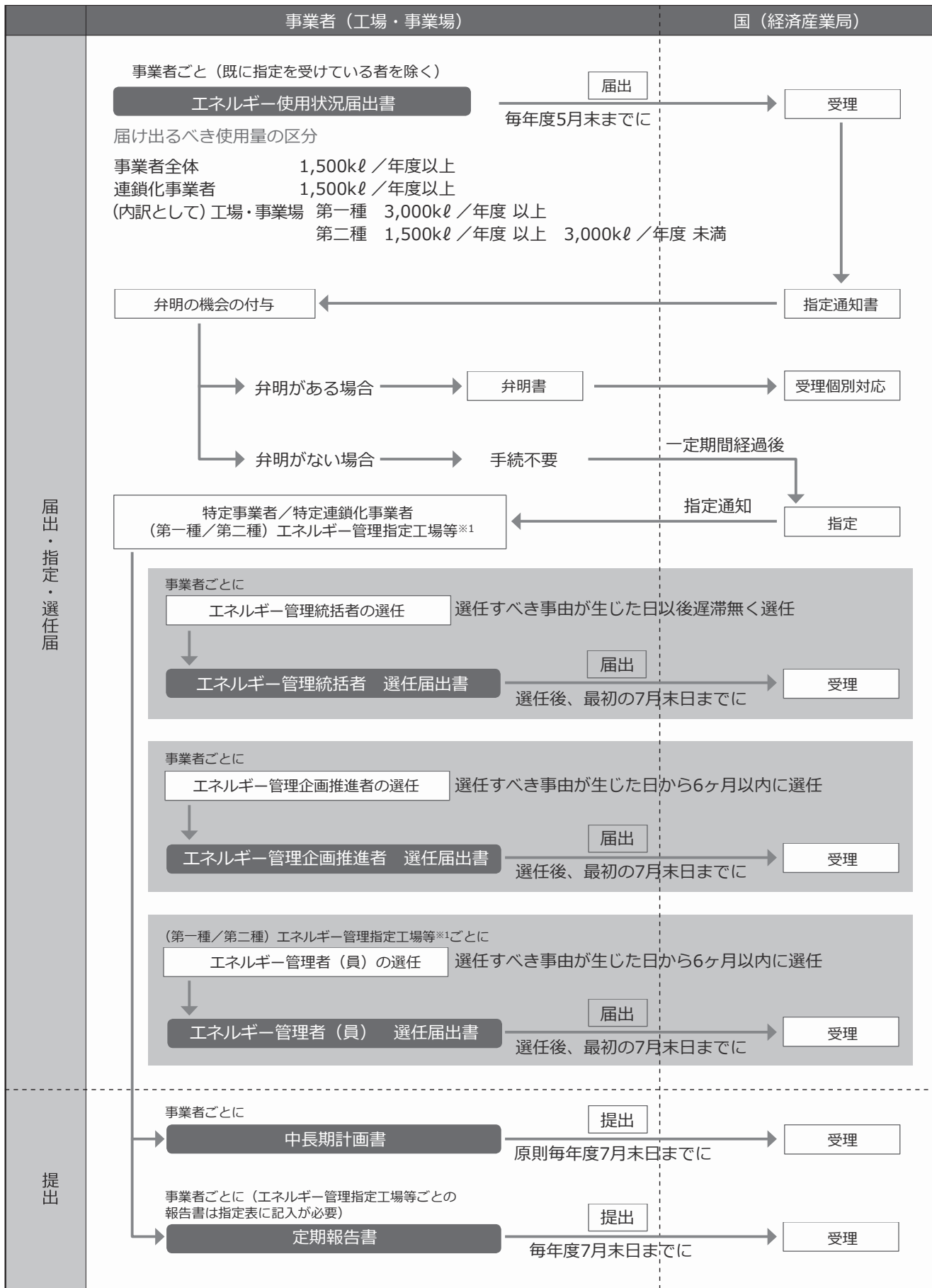
・選任解任届出書(様式4・様式7)

講習修了番号を取得後、速やかに所轄経済産業局に提出してください。

4) 外部委託

エネルギー管理統括者等の外部委託に関する承認基準については、所轄経済産業局担当者による事前審査が必要です。必ず契約締結・申請前の案の段階でご相談ください。

参考5 各種届出等のフロー



※認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

※出典：省エネ法の手引き

参考6 関連情報及び連絡先一覧

○省エネポータルサイト（経済産業省資源エネルギー庁）

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。

省エネ法（概要・様式など）や各種支援制度の概要等を紹介しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

○省エネ法ヘルプデスク

省エネ法ヘルプデスクを開設しています。

定期報告書・中長期報告書の書き方などに関する質問などに対応しています。

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

○省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス））

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

○EEGS ヘルプデスク

EEGS ヘルプデスクを開設しています。

操作方法等に関する質問などに対応しています。

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/questions.html>

TEL：03-4446-6054 メール：g-eegs-support@sec.co.jp



○エネルギー管理講習（新規講習）（資質向上講習）実施機関

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp

○経済産業局 窓口（省エネ法・省エネ関係書類の提出先）

経済産業局へのお問い合わせ前に、**省エネ法のヘルプデスク等をご活用**ください。

経済産業局	電話	対象地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-2311	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0362	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-0417	富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー燃料課	098-866-1759	沖縄県

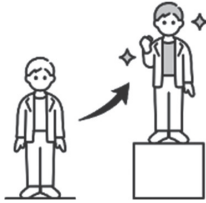
「講習修了者の声」を募集しています！

日々の省エネ推進に励まれている「講習修了者の声」を募集しています。自薦・他薦問いません。

講習修了者として職場や就職活動に活かしている方をはじめ、取得のきっかけや取得後の変化など、さまざまな「講習修了者の声」を掲載予定です。詳しくは、省エネルギーセンター講習部のホームページをご覧ください。



サービス・インフラ勤務

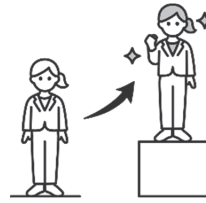


省エネルギーについての知識をわかりやすく学ぶことができ、とても有意義な講習だと思いました。

また、私は**エネルギー管理士**も目指しているのですが、

試験課目1の内容ともリンクしており、試験勉強としても、どの教材よりもわかりやすいテキストと講義でした。

メーカー勤務



動画を見つつテキストを読む時間も欲しく、駆け足感は否めませんでした。全体像を知って橋渡し役として理解を深めるものとして大変実りある講習でした。

設備管理部署などに配属になった**新任者教育**にも最適と思いました。また、法規改正内容の把握、新しい制度、支援制度の情報など生きた情報も取得でき大変ありがたかったです。社内に共有すべき点もいくつかあり、情報展開していきたいと思います。

新規講習 受講者のアンケート結果

